

事実婚関係にある方に提出していただく証明書類

※住民票の写しは個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご提出ください

区 分		必 要 な 証 明 書 類
夫及び妻が同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・両人の住民票の写し(続柄を記載のもの) ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書
	夫及び妻が世帯主でない場合	・両人の住民票の写し(戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書
夫及び妻が町内に住所を有し、かつ、別世帯の場合		・両人の住民票の写し(戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・両人の戸籍謄本 ・事実婚関係にあることの申立書
夫又は妻のいずれか一方が町内に住所を有する場合		・両人の住民票の写し(戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・両人の戸籍謄本 ・町外在住者の納税証明書 ・事実婚関係にあることの申立書

※夫又は妻のいずれか一方、もしくは夫及び妻が外国籍を有する場合は、戸籍謄本の代わりに、婚姻要件具備証明(あるいはそれに類する証明書)が必要です。(外国語による書類の場合は、日本語を添付すること。)